

電力広域的運営推進機関
システム監査計画案策定支援業務委託
入札仕様書

平成29年11月17日

電力広域的運営推進機関

1. 件名

システム監査計画案策定支援業務委託

2. 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は、電力システム改革の第1弾として2015年4月に発足し、2016年4月からの電気小売業の全面自由化やライセンス制導入に際して、需給状況の監視・需給悪化時の指示支援や各種計画の受付等を一元的に扱う広域機関システム、需要者の供給契約切り替えに伴う小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約切り替え業務に係るスイッチング支援システム等の運用を開始している。本機関のシステムは、電力システム改革の基盤となる重要なものであることを踏まえ、中期的なシステム監査を実施するにあたり、客観的かつ専門的な立場からシステム監査計画案を策定することを目的とする。

3. 業務委託内容

受託者は、本機関が有する情報システムについて、中期的なシステム監査計画案を策定する。

(1) 本業務計画の作成

本機関の組織体制や対象システムの概要を把握して、必要な資料及びインタビュー対象者を選定し、本業務のスケジュールを策定する。

(2) 資料閲覧及びインタビューの実施

対象システムに係る規程、計画書、設計書、運用ルール等を閲覧し、必要に応じて関係者のインタビューを実施する。（インタビューは本機関事務所において3～5名を想定）

(3) 監査計画書案の作成

上記に基づき、本機関担当者との討議により、以下の項目を含む中期的なシステム監査計画書（案）を作成する。

- ① 監査方針
- ② 監査目的
- ③ 優先順位とその根拠を含む監査対象・監査テーマ
- ④ 監査実施スケジュール
- ⑤ 監査実施概要
- ⑥ 監査対象部門
- ⑦ 監査手法
- ⑧ 監査の判断の尺度とする基準
- ⑨ 監査実施体制
- ⑩ その他必要と思われる項目

現時点において、本業務の概略スケジュールは下記を想定している。

1月																															2月																											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
キックオフ・計画										資料閲覧・インタビュー										監査計画書案作成										(最終調整)								納入 検収																				

4. 対象とするシステム

現時点において、以下の計8システムを対象とする計画を策定することを想定

- (ア) 広域機関システム
- (イ) スイッチング支援システム
- (ウ) OA システム
- (エ) エレクトロニックバンキングシステム
- (オ) 入退室管理システム
- (カ) 事務所監視システム
- (キ) 事務所電話システム
- (ク) 広域運用センター電話システム

5. 本業務の体制及び資格要件

(1) 受託者側の責任者

- ・プロジェクトマネージャーまたはプロジェクトリーダーの経験があること。
- ・大規模システム（注）のシステム監査を実施した経験があること。

（注）開発時のピーク時要員数500人以上、または年間契約金額10億円以上の規模の情報システムをいう。

- ・マネジメント業務を行い、必要に応じて打合せに参画等を行うこと。

(2) 受託者側の担当者

- ・システム監査においてインタビューを実施した経験があること。
- ・インタビューの実施およびその他プロジェクト作業を中心に行うこと。

なお本機関は、次の場合に受託者に対して責任者又は担当者の交代を要求することができるものとする。

- (ア) 責任者又は担当者の業務実施が当仕様書又は契約条件に適合しないとき
- (イ) 責任者又は担当者のスキル不足等により、業務の遂行に著しく支障が生じると本機関が認めるとき

6. 完了期限

平成30年2月28日（水）まで

7. 納入

(1) 納入物

システム監査計画書（案）、インタビュー議事録、その他本業務遂行にあたり作成した資料に係る電子媒体（DVD-R など）1枚及び印刷物（ファイルに整理のこと）2部

(2) 納入場所

電力広域的運営推進機関 事務所（監査室）

8. その他

- (1) 本業務の実施に当たり必要となる事項については、適宜、本機関と調整し、また、受託者における検討状況については、適宜、本機関に報告する。
- (2) 本業務に必要な費用として東京23区外への出張経費は実費払いとし、詳細は別途協議する。
- (3) 本業務の本機関担当者との討議及びインタビューは本機関で実施し、その他作業に必要な場所や作業端末等は受託者にて確保するものとする。
- (4) 本仕様書に記載の事項は、本入札のために限り使用することとし、目的外使用や第三者への漏えいをしないこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項について必要のある時は、委託者と受託者が都度協議し、決定するものとする。

以上